

青森市財産区管理会設置条例 新旧対照表

改正後	改正前
<p>○青森市財産区管理会設置条例 平成十七年六月三十日 条例第二百四十二号</p> <p>第一条 略</p> <p>(設置及び組織)</p> <p>第二条 次の各号に掲げる財産区に財産区管理会（以下「管理会」という。）を置き、当該各号に掲げる数の管理委員（以下「委員」という。）をもって組織する。</p> <p>一～二十一 略</p> <p><u>二十二 浅虫財産区 委員 七人</u></p> <p>第三条～第十条 略</p>	<p>○青森市財産区管理会設置条例 平成十七年六月三十日 条例第二百四十二号</p> <p>第一条 略</p> <p>(設置及び組織)</p> <p>第二条 次の各号に掲げる財産区に財産区管理会（以下「管理会」という。）を置き、当該各号に掲げる数の管理委員（以下「委員」という。）をもって組織する。</p> <p>一～二十一 略</p> <p>_____</p> <p>第三条～第十条 略</p>

青森市財産区特別会計条例 新旧対照表

改正後	改正前
<p>○青森市財産区特別会計条例 平成十七年四月一日 条例第六十八号 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号) 第二百九条第二項の規定により、次の各号に 掲げる特別会計を、当該各号に掲げる財産区 の収入及び支出について会計を分別するため 設置する。 一～三十八 略 <u>三十九 青森市浅虫財産区特別会計 青森 市浅虫財産区</u></p>	<p>○青森市財産区特別会計条例 平成十七年四月一日 条例第六十八号 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号) 第二百九条第二項の規定により、次の各号に 掲げる特別会計を、当該各号に掲げる財産区 の収入及び支出について会計を分別するため 設置する。 一～三十八 略 _____ _____</p>